

## 【声 明】

# 生活保護基準引き下げ違憲訴訟、最高裁で原告勝訴判決！ 国は直ちに生存のための緊急対策を行え！

2025年6月27日

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）

会長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階

TEL 03(3354)7431、FAX 03(3354)7435

最高裁判所は6月27日、大阪府および愛知県内の生活保護利用者が、国や自治体を相手に、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活扶助基準引き下げ）の取り消しを求めた裁判で、原告勝訴の判決を言い渡しました。憲法25条をめぐる最高裁判決で原告国民が勝利したのは、憲政史上初です。十余年たたかってきました原告のみなさんと原告を支えた全生連、諸団体、弁護団の大勝利です。大変お疲れさまでした。そしてありがとうございました。

判決は、2004年からの老齢加算削減・廃止、母子加算削減（復活）、生活扶助基準の引き下げに対する最高裁からの鉄ついと言えます。すべての生活保護利用者のみなさま喜び合いましょう。

同種訴訟は、全国29地裁（31件）で提訴されており、地裁では20勝11敗、控訴審（高裁）においても、7勝5敗と原告が勝ち越しています。最高裁判決はこれらの審議にも大きく影響することになります。

2013年に自公政権は、広めた生活保護へのステイグマ（烙印）の上に、社会保障費削減の突破口として生活保護基準引き下げを強行しました。以来十余年、やむにやまれず提訴した原告の少なくない方が高齢や病気で亡くなられ、昨今の猛暑、物価高騰へ至る困難な生活の中で、多くの支援者や弁護団とともに裁判をたたかって勝ち得た判決です。自民党と厚生労働省は、反省をして、ただちに生活保護利用者の苦痛を取り除く措置をとってください。

たたかいは続きます。憲法25条に新たな息吹を吹き込む口が開かれました。原告の多くが会員である全生連は国に対し、①原告勝訴判決を受け入れ、直ちに基準を引き下げ前の2012年時に戻すこと。②近年の物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと。③次回基準改定は、際限のない基準引き下げを招く第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）の消費支出と比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うことの実現を求めていきます。

生活保護制度は生活保護を利用している人だけに関わる問題ではありません。最低賃金や社会保障などの諸制度や諸施策を底支えしており、国民生活全般に極めて重大な影響を及ぼします。本判決は、国民の生活向上、社会保障制度の充実に向けた足がかりになり得るもので、庶民の生活と健康を守るために、社会保障制度後退一辺倒の政治を転換させなければなりません。全生連は、今後多くの個人、諸団体のみなさんと団結してたたかいます。ともに平和で将来に不安のない社会を実現させるために、引き続き奮闘する決意です。

以上